令和6年 12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名				姫路市			
(市町村コード)			(282014)		
地域名				小原新			
(地域内農業集落名)			(小原新)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月19日					
		(第 1 回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

|地域内の農地は、担い手(グリーンひょうご西)と集落営農が借り受け耕作を行い、残りを個人農家が耕作している。後継者がいない個人農家が多く、集落営農においても高齢化が進んでおり、今後、安定した農地の維持||管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域では、主に水稲の作付けを行っている。今後の取組みとして、労働生産性を向上させるための支援、後継者の育成など遊休農地化を防ぐ手立てを検証していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

1	7 15 X 10 100 X	
	区域内の農用地等面積	11.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

小原新地区まちづくり協議会が作成した小原新地区土地利用計画にて農業区域とした農地、及び小原新農区が管理する小原地区の一部を含めた農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

耕作条件の良い農地については、担い手となる農家へ集積・集約を進めていく。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の同意を得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集 約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業済みであるが、今後、農作業の効率化を図ることを目的にスマート農業の導入などを検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落だけでなく、周辺地域や関係機関と協力して担い手の確保に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

1	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し防護柵の設置等を進めていく。
- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。